

注意・警戒情報

着物を買って取ってもらったつもりだったのに、大切な指輪を渡してしまい後悔！！

「不要品をなんでも買い取る」と事業者から電話があり、家に来てもらった。要らない着物を引き取ってもらおうとしたら、「貴金属はないか」と執拗に言われ、仕方なく金の指輪を渡してしまった。しかし後から、売ってしまったことを後悔するようになった。取り戻したい。

アドバイス

事業者が消費者の自宅を訪れ、貴金属や古着などを買い取る「訪問買取（訪問購入）」には、特定商取引法の規制が設けられています。

このなかでは、買取時に品目や価格など必要事項を記載した法定書面を消費者に渡すことが義務付けられています。

また、法定書面交付日を含めて8日以内であれば、無条件で解約（クーリング・オフ）することができます。さらにクーリング・オフ期間中は、売った品物を手元で保管できます。

手放してから後悔しないためにも、その場ですぐ引き渡さず、買い取り価格などの条件を含め、じっくりと検討しましょう。

クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。何よりも、買い取りを頼むつもりがなければ、曖昧な返事はせずに、「売る物はありません」ときっぱり断りましょう。

トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

（身近な消費生活相談窓口につながります。）

気をつけよう! 金融トラブル -あなたの大切な“財産”を守るために-

テレビでおなじみの人気弁護士 住田先生に聞いてみよう、お金の話!

講師 弁護士 住田 裕子 氏
日時 平成26年1月26日(日)
14時~15時30分 (開場13時30分)
会場 松田町民文化センター展示ホール

(住所: 松田町松田惣領 2078
小田急小田原線「新松田駅」・JR 御殿場線「松田駅」北口下車
徒歩約5分)

主催 神奈川県金融広報委員会・神奈川県
南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町

申込み 「行事名・氏名・〒住所・電話番号・同行者全員の氏名」を明記して
FAX・ハガキ・電子メールにて「松田町 環境経済課」までお申込みください。
【FAX】 0465-83-5031
【ハガキの宛先】 〒258-8585 松田町松田惣領 2037
【電子メール】 shouhi@town.matsuda.kanagawa.jp
1月20日頃に、ハガキで当落をお知らせしますが、定員(140名)に満たない場合には、その後も引き
続き受け付けますので、お電話にてお問合せください。

問い合わせ先 松田町 環境経済課商工観光係 電話 0465-83-1228
神奈川県金融広報委員会(神奈川県消費生活課内) 電話 045-312-1121(内線2641)



平成26年度 神奈川県消費生活eモニター募集

内容 県ホームページ上で、消費生活に関するアンケート(年4回)にご回答いただきます。
また、希望される方に各種イベントのご案内をお送りするほか、4回のアンケート全てに
ご回答いただいた方にはオリジナルグッズをプレゼントします。

任期 平成26年4月1日~平成27年3月31日

募集人数 200名(応募者多数の場合、抽選)

応募資格 平成26年4月1日現在満18歳以上で、神奈川県内にお住まいの方
(その他条件はホームページをご覧ください。)

申込み 下記ホームページから、平成26年2月17日(月)までにお申込みください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/evt/p718328.html>

費用負担 通信に利用する機器、通信費はご負担ください。

問い合わせ先 県消費生活課普及推進グループ 電話:045-312-1121 内線2643



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう